

重要事項説明書

令和 7 年度入園用

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

住之江保育園

住之江保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。
ただし、令和7年2月1日現在のものです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人住之江福祉会
所 在 地	大阪市住之江区御崎5丁目9番16号
電 話 番 号	06-6685-5609
代表者氏名	理事長 奥野 裕次

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	住之江保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市住之江区御崎5丁目9番16号
連 絡 先	電話番号 06-6685-5609 FAX 06-6686-4519
管 理 者	園長 奥野 裕次
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 5人 1歳児 11人 2歳児 16人 3歳児 16人 4歳児 16人 5歳児 16人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 48人 満1歳以上満3歳未満の児童 27人 満1歳未満の児童 5人
開 設 年 月 日	昭和42年 8月 1日
事 業 所 番 号	2710051004366
ホームページ	http://suminoe.ed.jp/

3 施設の目的・運営方針

住之江保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		496.28㎡
園 舎	構 造	鉄骨モルタル造 3階建のうち3階
	延べ面積	411.33㎡
園 庭		地上園庭 221.28㎡ 屋上 196㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	ばら組（満2歳児クラス）、ひまわり組（満3歳児クラス）、たんぽぽ組（満4歳児クラス）、すみれ組（満5歳児クラス）について各1室
教材室	1 室	
調理室	1 室	
事務所	1 室	
調乳室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

保護者による送迎を実施します。

(3) その他

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 3月1日現在

職 種	職務の内容	員数	内常勤	内非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を助け、命を受けて園務の一部を調整、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育	9	6	3	
調理員	給食調理	3	1	2	栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

なお園児の処遇を向上させるため条例の定める基準を上回る配置を行っています。

その為職員数は園児数により変更する場合や、業務の都合により配置替等行うことがあります。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（10：00～18：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（8：00～18：00）
栄養士	業務委託先の規定による
調理員	〃

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

なお調理業務については委託を行っています。

委託先：株式会社プロバイダー

委託期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（毎年更新）

従事者数：3 名

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝祭日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 5 日）は休園となります。

創立記念日（7 月 31 日）及び盆（8 月 13 日から 8 月 17 日）は家庭保育を推進するために自宅保育の協力をお願いしています。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

※ 但し、土曜日は午後 2 時までの保育をお願いします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、16 時から 18 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務はプロバイダー株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、原則毎日食事の提供を行います。

ただし園外保育などの行事日はお弁当の持参をお願いします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。(土曜日のおやつはありません)

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
2歳児		11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表及びお弁当持参日は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

原則、除去食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	備考
園児の栄養指導及び管理	1	※ 業務委託先の規定による

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、歯科

医療機関の名称	かつらぎクリニック
医院長名又は医師名	桂木 啓和
所 在 地	大阪市住之江区御崎 5-2-21
電 話 番 号	0 6-6 6 8 6-5 7 8 6

(2) 歯科

医療機関の名称	西田こども歯科
医院長名又は医師名	西田 宜弘
所 在 地	大阪市住之江区南加賀屋 2-8-25
電 話 番 号	0 6-6 6 8 1-5 5 5 7

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練は毎月 1 回以上、消火訓練は年 1 回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 2 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 奥野 幸子 ・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0 ・電話番号 0 6-6 6 8 5-5 6 0 9 F A X 0 6-6 6 8 6-4 5 1 9 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	近藤 遼 電話番号 0 6-6 7 6 1-1 1 7 1 役職 大阪私立保育園連盟 代表

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	死亡、後遺障害、疾病入院
保険金額	2 億円 (対人)、5 億円 (1 事故)、1 千万 (対物 1 事故)

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
0歳児	0人	4人	4人
1歳児	10人	10人	10人
2歳児	12人	13人	11人
3歳児	13人	12人	12人
4歳児	12人	12人	13人
5歳児	12人	13人	13人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	なし	
自己評価の実施状況	なし	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
園児の服装	2歳以上児の園児は制服、体操服の着用して下さい。

24 非常災害時の保育の取り扱いについて

災害が発生した場合、職員のみでは一時的な避難はできますが、長時間における避難は困難です。お子さんの安全のため速やかにお迎えをお願い致します。

○台風の場合（暴風警報発令時）

午前7時で暴風警報が発令されている場合…終日休園になります。

自宅待機してください。

午前7時以降に発令された場合 …休園になりますので速やかにお迎えをお願いします。

（午前7時以降に解除されても保育園の安全を確認するため休園になります。）

○地震の場合…次のどちらかに該当する場合は終日休園になります。

自宅待機してください。

また保育中に発生した場合も休園になりますので速やかにお迎えをお願いします。

1) 大阪市内が震度5以上の地震が発生した場合

2) 大阪市内のJR環状線、地下鉄、南海線のどれかが地震により運行を停止した場合

○その他の地域的災害が発生した場合（津波、大火事、停電など）

災害により大阪市内のJR環状線、地下鉄、南海線のどれかが運行を停止した場合
地域及び保育園のライフラインが損害を受ける場合や火災などにより園児の安全が確保できないなど保育の実施が困難な場合

※保育中に発生した場合も休園になりますので速やかにお迎えをお願いします。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食に係る費用	幼児主食費	月額 2,700 円
	幼児副食費（所得等により免除あり）	月額 4,800 円
行事費	子どもの各行事に要する費用 （誕生日会、七夕フェスティバル クリスマスプレゼント、芋ほり、運動会、 遊ぼう会、お遊戯会など）	月額 700 円
教材費	子どもが使用する教材費	月額 800 円

必要な方に次の費用を求めます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額 (消費税率や価格変動により変更有)
制服代（2歳以上） (サイズにより 異なります)	カバン、帽子代 随時 7千円程度	通園バッグ 3,850 円 帽子 720 円（0才から毎年）他
	体操服上下	夏服上下 3,850 円、冬服上下 5,720 円～
用品代	個人教材など 年度当初平均 4 千円	例：製作帳 560 円、粘土 550 円 お便りノート 320 円など
紙おむつ+おしり拭き 使い捨てエプロン+ 手口拭き	「手ぶら登園」 定額サービス	月額 3,278 円（個人契約）
		月額 877 円（個人契約）
写真代	希望者のみ	1枚 70 円～ (サイズ、カメラマン撮影により変動)
随時の施設外行事 の参加費	実費（1,000 円程度）	園外での音楽会や人形劇などの参加費 交通費（4,5才）

2 時間外保育に係る利用者負担

延長料金は、

短時間認定児の 16 時から 18 時までの分 500 円／30 分です。

- ※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は領収書を交付します。
ただし、自動引落により納入していただく諸費用につきましては、
希望される方にのみお渡しします。
現金の支払いやその他写真代などで諸費納入袋により納入していただく
費用につきましては、諸費納入袋への領収印で対応しています。
別途領収書の発行を希望される方は、お申し出下さい。